

令和8年度 世田谷区自立支援協議会本会（第1回）議事録

日 時 令和8年7月31日（金） 18時30分～21時00分
開催方法 集合開催及びオンライン
場 所 東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース
出 席
（会場） 鈴木敏彦 荻野陽一 中川邦仁丈 杉山真生子 上保恭子 佐藤啓亜
萩原いずみ 安間信雄 花澤雪乃 谷田部成徳 橋元晶子
石井優子 大野圭介 高橋明良 田中正則 片岡学
（オンライン） 河合高鋭 丸山晃 山梨武夫 鈴木範夫 等々力寿純 菅沼良勝
土屋仁 川邊循 永嶋千秋 吉川尚男 濱健太郎 八木亮 木暮紀子
松本俊一 松浦聖

（敬称略）

1. 開会挨拶
2. 世田谷区自立支援協議会委員構成
3. 令和7年度自立支援協議会活動報告書案について
4. 令和8年度自立支援協議会活動計画について
5. 令和7年度日中サービス支援型グループホーム実績報告
6. 障害者差別解消に関する令和7年度の取組み状況及び令和8年度取組み予定について
7. 世田谷区からの報告・協議事項
 - （1）成人障害者の居場所づくり支援事業について
 - （2）次期せたがやインクルージョンプラン中間まとめ案について
 - （3）世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正にむけた検討について
8. 意見交換～医療的ケアを必要とされる方への医療や支援等の課題について～
 - （1）趣旨説明
 - （2）意見交換
9. 閉会挨拶

〈配布資料〉

- 【資料1－1】 令和8年度本会委員名簿
- 【資料1－2】 令和8年度エリア・部会・シンポジウム実行委員会名簿
- 【資料2】 令和7年度自立支援協議会活動報告書案
- 【資料3－1】 令和8年度自立支援協議会活動日程案
- 【資料3－2】 令和8年度運営会議・エリア・部会等活動計画
- 【資料4】 令和7年度日中サービス支援型 GH 実績報告
- 【資料5－1】 （概要版） 令和7年度取組み状況及び令和8年度取組み予定

- 【資料５－２】（本編）令和７年度取組み状況及び令和８年度取組み予定
- 【資料６】（障害者地域生活課）成人障害者の居場所づくり支援事業について
- 【資料７】次期せたがやインクルージョンプラン 中間まとめについて
- 【資料８】「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の改正素案に向けた検討について
- 【資料９－１】次期インクルージョンプランへの１次２次意見
- 【資料９－２】（別紙）次期プランへの１次２次意見補足資料（あったら良い資源）
- 【資料１０】医療的ケア児者の現状・資源等・課題について
- 【資料１１】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（委員会資料）
-

第１部 会場または Zoom

１．開会挨拶

区 障害福祉部 杉中部長

令和８年度第１回自立支援協議会を開催する。

２．世田谷区自立支援協議会委員構成 資料１－１ 資料１－２ 参照

資料１－１、資料１－２をもって説明する。

３．令和７年度自立支援協議会活動報告書案について 資料２ 参照

事務局 基幹 薬師丸

資料２は基幹相談支援センターホームページから確認いただきたい。昨年度の活動報告と本会議事録は掲載予定であり、修正があれば８月３１日までにご指摘いただきたい。

４．令和８年度自立支援協議会活動計画について 資料３－１ 資料３－２ 参照

鈴木会長

各エリア協議会、専門部会より活動計画を報告していただく。また、今年度１０月に開催する自立支援協議会シンポジウムの開催案内も併せて行う。まずは、世田谷エリアの活動計画よりお願いします。

世田谷エリア 大野会長

世田谷エリア自立支援協議会では、活動テーマを「障害のある方が希望を持って暮らすことができる地域を共に考える」とし、サブテーマは「点から面へ安心して話せる居場所が広がり、一人一人がつながり続けることができる地域を目指す」であり、「居場所・よりどころ」の充実に重きを置いている。地域と繋がっていない方々のために、３年前から居場所づくりを実践している。具体的には、ボッチャ大会、お花見、クリスマスケーキを食べる会などの取り組みを行っている。「居場所」とは、安心して「ここにいてもいい」と思える場所のことである。人が集まる場所だけでなく、自宅や人と距離を置くことも含め、その人らしい居場所がある。居場所作りにおいて、新しい居場所が既存の居場所を否定してはならない。一人で過ごしたい、

支援を望まないといった選択も尊重する。誰も否定せず、何も押し付けず、必要な時に立ち寄れる安全な場所を地域に増やしたい。様々な拠り所を本人の意思で選べる環境が、誰もが自分らしく暮らせる世田谷に繋がる。点の活動が面に広がりつつあり、将来的には多くの居場所が選択できる状態を目指す。

ぽーときたざわ 伊藤氏

北沢エリア自立支援協議会では、個別ケース及び事業所の課題共有と検討に重きを置く。昨年度、地域課題抽出の取り組みがシート作成の当てはめに重点が置かれすぎているとの意見があったため、今年度はその改善を図る。昨年度と同様、各エリア部会の活動報告や課題を共有し、意見交換を行う。また、シンポジウムの実施に向けた検討も進める。過去、山下商店街と連携し、インクルーシブな商店街を目指す取り組みの一環としてブース出店を行った経緯があり、地域との接点を持つ意味で商店街との連携を継続する。昨年度の課題を振り返り、自立支援協議会のあり方を模索していく。

玉川エリア 高橋会長

玉川エリア自立支援協議会では、今年度も「玉川地域で安心して暮らしていくための仕組みづくり」をテーマに活動する。7月には当事者や家族の声を聞くイベント「せいかつ OMIAI カフェ～みんなの声を聞いてみよう～」を開催し、今年で3年連続となる。今年は施設通所者や地域の方からも話が聞けた。高齢者福祉と障害者福祉の関係者による顔の見える関係づくりを目指し、「玉川地域版地域ケア会議」を地域ケア連絡会と共同で開催する。昨年度は世田谷区ヤングケアラーコーディネーターの講演と参加者によるグループディスカッションを行った。今年度は11月13日に玉川せせらぎホールで開催する。また、情報発信のためInstagramに玉川エリア自立支援協議会のアカウントを開設し、地域の施設情報やイベント情報を発信していく。その他、ボッチャなどの生涯スポーツ企画や多摩美術大学とのコラボも予定している。

砧エリア 田中会長

砧エリア自立支援協議会では、テーマとして「誰もが住みやすい砧地域になるために」としている。今年度のサブテーマは「当事者の声を聞く」とし、協議会への当事者参加の推進、医療的ケア児・者の声を聞く、本人・家族・支援者それぞれの思いを重視する。昨年度に続き、障害当事者ご本人から直接話を聞く機会を設け、暮らしや希望に焦点を当てる。第1回として、精神障害のあるピアサポーターの方から話を聞き、ピア活動の重要性や支援者とは異なる視点からのアプローチを学んだ。また、砧エリアに成育医療研究センターがあることから、医療的ケア児・者について見識を深め、様々な角度から地域生活の課題について考えていく。

烏山エリア 片岡会長

烏山エリア自立支援協議会では、「個別の課題は地域の課題」という意識のもと、個別の困りごとを地域の困りごととして共有し、考えていくことに焦点を当てる。前年度は時間が不足したため、今年度はグループワーク等に時間をかけ、区の課題抽出方法を定着化させることを目指す。過去には人材不足、ピア活動、金銭管理をテーマにしており、引き続き取り組む。また、次期インクルージョンプランに向け、地域の困りごとを年度ごとに積み重ね、提言できる形で話し合いを進める。課題抽出シートの活用を定着させ、エリアで解決できないことを世田谷区自立支援協議会全体で解決する連動性のある取り組みを目指す。

地域移行部会 松浦部会長

昨年度は「地域移行のための医療と福祉の連携」をテーマに、5年ぶりに区外の長谷川病院で部会を開催した。これは、地域側と病院側の支援の視点や強みを共有し、より良い地域移行を考えることを目的としている。今年度は、11月に恩方病院（八王子市）と話し合いの場を設けることが決定、準備している。病院によって関心事が異なるため、部会メンバーや病院側とすり合わせを行いながら進めていく。この取り組みは2年前に策定されたアクションプランに位置づけられており、今年度が3年目の区切りとなるため、来年度以降の取り組みについても検討していきたい。

虐待防止・差別解消・権利擁護部会 松本部会長

障害者差別解消法に関して、専門員が区民からの差別に関する相談に対応し、事業者との前向きな議論を後押しする活動を継続している。その事例を運営会議で議論している。障害者虐待については、事業者向け研修を行い、事業者側の意識が少しずつ高まっている実感がある。今後、6月成立した改正民法（令和10年施行）で本人の意思決定支援の重視が示されたことを受け、本人の意思決定支援のあり方について議論を深めていきたい。

子ども部会 河合部会長

今年度は、昨年度に引き続き「教育と福祉の連携」と「児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上に向けた課題整理」を重点テーマとしている。5月と7月に運営会議を開催し、今後のヒアリング先や調査方法について協議した。現場の実態を踏まえた課題整理を重視しており、今後も教育、福祉、医療の関係機関へのヒアリングを継続し、障害のある子どもと家族を切れ目なく支える仕組みづくりを検討する。今年度は、知的障害児・発達障害児に関する課題も取り上げ、具体的な解決策につながるよう議論を深めていく。

運営会議・シンポジウム実行委員会 基幹 薬師丸

運営会議とシンポジウム実行委員会の活動計画について報告する。運営会議は8月を除く毎月第2金曜日に開催し、各エリア協議会や専門部会の活動共有、課題があれば検討を行う。今年のシンポジウムは10月28日16時から19時に玉川せせらぎホールで開催する。テーマは「せたがやをもっと過ごしやすい街にするには？～地域共生社会の実現～」である。内容は、鈴木会長による自立支援協議会の説明後、5つのエリア協議会会長から取り組みや課題提供があり、その後グループで意見交換を行う。各エリアのテーマは、世田谷が「よりどころ」、北沢が「ネットワーク」、玉川が「家族まるごと支援」、砧が「社会参加」、烏山が「お金について」である。昨年度同様、参加者全員が意見を言えるシンポジウムを目指し、意見交換が苦手な方向けに見学も可能とする。最後にパネルディスカッションを行い、地域共生社会実現のための提言につなげたい。

5. 令和7年度日中サービス支援型グループホーム実績報告 資料4 参照

事務局 基幹 薬師丸

資料4をもって説明する。7月10日の運営会議でグループホーム「バンブルⅠ」の施設長より報告があった。加齢に伴い日中をグループホームで過ごす利用者が増え、前年度（令和6年度）より実績日数が1～2日程度増加した。健康管理はクリニックと連携し、人材面では夜

勤を伴う勤務の求人が難航している。離職率は高くないが、単独勤務が多いため人材育成が課題であり、未経験者を雇用してサポートしながら支援を行っている状況である。

6. 障害者差別解消に関する令和7年度取組状況及び令和8年度取組み予定について

資料5-1 参照

区 障害福祉部 障害施策推進課 望月課長

資料5-1をもって報告する。障害者差別に関する相談・問い合わせ件数は31件で、前年度と同数であった。内訳は、差別解消関連が18件（不当な差別的取扱い3件、合理的配慮の提供について15件）、中長期的な環境の整備が0件、その他が13件である。相談者は当事者が22件、家族が6件で全体の9割を占めた。障害種別では、発達、精神、高次脳機能障害が増加している。＜2＞具体的な事例として、聴覚障害のある方からのフィットネスジムに関する相談があった。ジムから送られてきたメールの内容と文量に不快感を覚え、レッスンをやめようかと考えているとの内容であった。メールには、混雑時の手話通訳者の場所制限の可能性と、それを避けるための時間帯情報が含まれていた。インストラクターとのやり取りに筆談等が必要であることを事前に伝える旨が記載されたメールについて、上記以外の事務連絡や契約上の注意点も記載されていた事実を確認した。相談者は分量が多いメールを「(自分は)来ると言われていて」と受け止め、レッスンの申込みをやめる意向であった。メールは合理的配慮の提示と一般的な注意事項・連絡事項を障害特性に配慮して文面で送付したものと判断し、レッスン継続を説明、勧奨した。障害者のスポーツジム等の利用増加に伴い相談が寄せられており、障害特性に応じた困りごとへの対応が重要である。次に私立学校の単位認定試験の合理的配慮に関する事例である。相談者（保護者）の子は障害があり、通信制高校で週3回の通学型・オンラインの授業を受講している。前年度は年度末の単位認定試験を別室でパソコンを使用して受験した。今年度は試験10日前に担任から「今年度もパソコン使用で受験可能だが、1教科につき5,000円が必要」と連絡があった。8教科受験で40,000円の負担となる見込みである。その後「やむを得ない事情で集団試験受験不可の受講者は個別対応の申込みをするように」との文書が学校から送付された。昨年度は無料で今年度から急に有料化するのとは不当との相談であった。個別試験の一方的な有料化は合理的配慮の不提供に当たる可能性があるため、疑問点を学校に確認するよう助言した。学校から回答があったため、相談者に差別解消・合理的配慮および文部科学省の指針を説明し、回答の不明点について建設的対話の提案を実施した。継続相談の意思を伝えるとともに、私立学校の指導監督担当窓口である「東京都私学行政課」を案内した。相談者は私学行政課へ連絡済みである。学校から「今回は無料とする、今後は『合理的配慮について』『事前周知』『保護者への説明』の検討を行う」とのメールが届いた結果を共有した。合理的配慮の範囲と過重な負担の兼ね合いは個別事案ごとに検討が必要である。このケースでは来庁時に差別解消法等を説明し、保護者の法理念等理解を深めることで、学校との前向きな建設的対話につながる可能性を認識した。令和8年度取組は令和7年度同様に継続実施中である。資料5-2は詳細版のため、後ほど参照いただきたい。

鈴木会長

自立支援協議会は障害者差別解消法に基づく差別解消地域協議会の役割を担い、ここでの報告が世田谷区としての報告となる。

向山委員

精神科病院における虐待事案について、八王子の大規模事件の公判が先週から始まっている。精神科病院内の虐待は区や市に通告・相談が来ず、東京都精神保健医療課へ直接上がる制度となっている。病院は本協議の範囲に含まれていない点を確認し、地域移行、意思決定支援、選択に関わる相談支援が重要な点である。

鈴木会長

障害者虐待防止法における対象は養護者（家族）、障害者福祉施設等従事者等、使用者（企業等）の三者であり、病院は向山委員の指摘のとおり別枠の扱いである。学校も別の仕組みで対応している。医療機関における差別の扱いについてご意見いただきたい。

区 障害福祉部 障害施策推進課 望月課長

医療機関における差別は本件には含まれていない。区相談員が受けた件数のみの報告である。

鈴木会長

精神障害者の声の上げにくさがあるのではないかと。杉中部長に補足いただきたい。

区 障害福祉部 杉中部長

資料５－１③相談者の障害種別に関し、従来は身体障害による差別相談（車椅子でのバス乗車拒否、レストランでの拒否等）が多かったが減少傾向にある。代わって発達障害・精神障害の相談が増加し、「こういう言葉をかけられた」など判断が難しい事例が増加している。相談件数総数は変わらないが内容が変化しており、今後も精神障害に関する扱いの相談が増える見込みである。区として対応の強化が必要である。

鈴木会長

病院での精神障害者の声の上げにくさがある一方、地域で暮らす精神障害者の声は統計上上がってきている。差別か受け止めの問題かの判断が難しいところである。資料５－２を閲読いただき、質問・意見の提出をお願いします。

7. 世田谷区からの報告・協議事項

（１）成人障害者の居場所づくり支援事業について 資料6 参照

区 障害福祉部 障害者地域生活課 大作係長

新規事業「成人障害者の居場所づくり支援事業」を開始する。障害児が利用できる放課後等デイサービスが成人にはなく、本人の社会参加や家族の就労継続支援のニーズに応えられない「18歳の壁」が課題である。区は新たな仕組みの構築等を国・東京都に申入れを継続している。東京都が令和8年度より「区市町村障害者の居場所づくり支援事業」を新規実施するため、世田谷区は当該事業を活用し、障害者の日中通所系サービス利用後の居場所づくりに取り組む事業者へ補助を行う。事業概要・補助事業イメージとして、18歳までは学校後15時から18時まで放課後等デイサービスを利用できたが、18歳以降は生活介護・就労継続支援B型等

が15時から16時頃に終了し、その後の時間帯の過ごし方が課題であった。令和8年度から「居場所づくり支援事業」で当該時間帯への対応を実施する。補助の内容は資料を参照。今後、区内通所施設には6月下旬に事業周知済みで、関心のある事業所からの申出に基づき実施を検討中である。通所施設以外の事業所も場所確保により実施可能である。関心がある場合は連絡いただきたい。

荻野副会長

資料6に関する新しい取り組みの対象について、生活介護や就労継続支援の施設通所者が対象で、非通所者は当てはまらないのか確認したい。

大作係長

東京都の示す仕組みでは日中通所系サービス利用者を対象とし、必要と認められる場合は区市町村判断で対象拡大が可能である。就労者向けの成人障害者の余暇活動として「障害者就労支援センターすきっぷ分室そしがや」があり、そこに行けない中～重度の方に対象を絞った仕組みと東京都は考えていると理解しており、世田谷区も同様である。

荻野副会長

どのような活動を行うかは、各施設のやり方と発想、支援によるのではないかな。

大作係長

居場所という形であるため、支援や療育という言葉は用いていない。利用者が安全に過ごせるような活動を取り入れてもらうことを考えている。

荻野副会長

「居場所」という言葉は柔らかくて良いが、何もせずに時間を過ごして帰るだけになりかねない。来て良かったと思えるような仕組みを支援する必要がある。単なる行き場所ではなく、意味のある場所にシなくてはならない。

大作係長

申請時に事業計画書を提出してもらうと同時に、実施状況報告で活動内容を区が確認する仕組みを構築している。そのため、ただ部屋にいただけで終わりにはならないよう、何らかの活動が行われているかを確認していく。

中川委員

資料6について質問する。この事業は東京都の事業より良いと感じている。計画相談として質問したいのは、この事業が受給者証対象事業でも地域生活支援事業でもないという立ち位置であるため、計画相談が利用状況を把握しづらいのではないかなという点である。その点を把握できる仕組みがあると助かる。また、就労継続支援B型を利用する方で区分を持っていない方も一定数いると思うが、その場合に「区分に基づく運営費補助」が機能するのか懸念がある。

大作係長

おっしゃる通り、これは受給者証のサービスではない。ただし、補助金の支払いにおいて区分を確認することとされており、事業者には区分を確認してもらい、世田谷区も補助金支払い時に区分を確認する。区分を持っていない方については、東京都から区分4未満として支払ってよいとの指示を受けているため、そのように対応する。計画相談支援事業所が利用状況を把握する方法がなくなるため、利用者本人から関係者にサービス利用を伝えてもらう形での周知

になると思う。

花澤委員

資料6について質問する。この事業は、基本的なイメージとして卒業後の放課後等デイサービスのような居場所を想定しているのか。一方で、世田谷区のインクルージョンプランの方向性としては、学齢期に限らず、卒業後もインクルーシブな地域の居場所として継続して見通しを持って使える場所にしていく話があった。通所施設以外の事業所として、例えば地域サロンや障害のある方とない方が一緒に活動する団体も対象になり得るのか伺いたい。

大作係長

東京都が示す仕組みに則って実施する。週3日以上、決められた場所で事業を開始していることが要件であり、余暇活動に偏ったものではなく、居場所の提供や保護者の就労支援を目的とする事業が対象である。世田谷区もそれに則った補助事業を行う。

花澤委員

特別支援学校卒業後に生涯学習の場がなかなかないという悩みがある。そのような中で、居場所としてこの事業が始まることはありがたい。ただ居だけでなく、活動内容を精査することだが、どの程度、どのような形で精査されるのか伺いたい。方向性としては、様々な人が多様な形で集う方が健全である。放課後等デイサービスも当初は療育支援プログラムが中心だったが、経過とともに預かりの形が増えてきた経緯がある。この事業も、本人がどう過ごしたいかがどのように反映されるかについて、世田谷区としての最初の思いが重要であり、それがなければぶれてしまう事業になると考え質問した。ぜひ多くの事業者に手を挙げてほしい。

(2) 次期せたがやインクルージョンプラン中間まとめ案について 資料7 参照

区 障害福祉部 障害施策推進課 望月課長

資料7をもって説明する。次期世田谷インクルージョンプランの中間まとめ案の策定について、基本理念は令和6年度から令和8年度の現行プランと同一で継続する。章立ては第1章から第8章までで現行同様である。計画の目指す姿を「障害のある人もない人も、お互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支え合い、選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」とし、行動コンセプトを「当事者の選択を支える」とする。現段階は中間まとめとして冊子内容であり、今後素案、案へ進める。自立支援協議会からの意見も受けている。

(3) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正にむけた検討について 資料8 参照

区 障害福祉部 障害施策推進課 望月課長

資料8をもって説明する。条例は令和5年1月施行だが、令和4年9月の国連権利委員会勧告の一部未反映があったため、インクルージョンプラン改定と合わせ改正を検討する。改正の方向性として、早急な措置が求められる「自立した生活及び地域社会への包容」と「インクルーシブ教育」のうち、インクルーシブ教育は教育委員会が令和7年3月に「世田谷インクルーシブ教育ガイドライン」を策定済みのため見直し対象外とし、「自立した生活及び地域社会への包容」「障害者の意思決定支援」「障害者の区政への参加参画」の3点について議論を進める。

鈴木会長

自立生活センターHANDS 世田谷 鈴木委員よりいただいた意見を紹介する。

「条例改正で意思決定支援が明記されることをインクルージョンプランに反映し、意思決定支援の相談窓口設置を検討すること。昨年強化した福祉緊急対応や保健福祉特別支援チームの明記とセーフティーネット強化の記載をすること。『人材確保』の課題として、介助者不足に悩む障害当事者と利用者を探す介助者など障害福祉サービス事業者のマッチング課題の明記と解決に向けた方向性の提示すること。『高齢の障害者に対する支援の検討』では介護保険の一律優先を避け、必要に応じ障害福祉サービスも使用可と明記すること。『毎日の暮らしをサポートする』中に、入院中の介助受入れの周知徹底、補装具の支給、今年から実施の日常生活用具修理の公費助成の内容を明記すること。『終活支援』について、介助者等がほぼ無償で行ってきた終活支援・死後事務を評価する制度設計を検討すること。現行インクルージョンプランのパブリックコメント実施結果に区の考え方が載っていないため、地域保健・医療福祉総合計画と同様に区民からの意見と区の考え方を併記すること。」といった意見をいただいた。回答は持ち帰りとするか望月課長へ確認する。

区 障害福祉部 障害施策推進課 望月課長

持ち帰り検討させていただく。

8. 意見交換～医療的ケアを必要とされる方への医療や支援等の課題について～

資料9－1

資料9－2

資料10

資料11

参照

(1) 趣旨説明

事務局 基幹 薬師丸

資料9－1、資料9－2、資料10をもって説明する。次期インクルージョンプランへの世田谷区自立支援協議会からの意見として、昨年12月一次意見を提出した。資料9－1①から⑧までが一次意見である。昨年2月の本会で報告し意見をいただいたが、時間の都合で十分な意見をいただけなかった。その後、本会委員から一次意見に医療的ケアを必要とする児童の保育の課題が入っていないとの指摘を受けた。そこで、3月に運営会議で意見交換を行った。その際、児童だけでなく、成人になってから、あるいは加齢により医療的ケアが必要になった際の課題も出された。一方で、医療的ケアを必要とする方の状況が十分にわからないという点も共有された。これらの医療的ケアに関する課題と、烏山エリアで検討されてきた人材に関する課題が、二次意見の⑨と⑩に関連する。⑨人材については、経験やスキルを活かせるよう福祉の魅力を発信し、長く働きたい、働きがいのある地域を目指す、潜在的な人材発掘により次世代にバトンを引き継ぐ、という意見を出した。⑩医療的ケアについては、3月の時点ではまともでなかったが、今年度に入って検討を重ね、その結果を踏まえて整理した。内容は、医療的ケアを必要とする方や加齢により必要になった方が、どのライフステージにおいても必要な医療と福祉サービスとの連携のもと、希望した生活が実現できる地域を目指すという形で提案させていただいた。この意見に至る経過として、今年度に入り、6月の運営会議で障害保健福祉課の田中係長から現状や区の見取り図について説明いただき、意見交換を行った。さらに、

運営会議では資料10のとおりエリア協議会で検討した成人してから医療的ケアが必要になった事例等を共有し、意見交換を行った。現状として、世田谷区には国立成育医療研究センターがあるため、医療的ケアを必要とするお子様がいるご家庭が転入してくることがあり、他の地域に比べて医療的ケア児の家庭が多いという特性がある。またハイケア児も多い。資源としては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年施行）に基づく取り組みや、区独自の取り組みがある。例えば、「医療的ケア相談支援センターHi・na・ta」（令和3年8月設置）は、都道府県への設置は法律で規定されているが、基礎自治体への規定はなく、世田谷区独自の機関である。これらを踏まえた課題として、保護者の就労継続や新規就労希望に対し、未就学児が通う保育園や児童発達支援、放課後等デイサービス等の施設が不足していることが挙げられた。医療的ケアが必要な方と一言で言っても、重複障害がある方から歩行可能な方まで支援度は様々で、課題も異なる。また、成人には法的な根拠がないが、令和9年度には成人も含めた法改正が進められていると田中係長から説明があった。その他の課題として、身寄りのない一人暮らしの方に対し、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）やエンディングノートの作成をどの職種が主体となって支援するのかという課題が挙げられた。世田谷区の資源として、世田谷区終活支援センター（令和8年7月）が開設された。これらの検討を踏まえ、資料9-1の⑩の医療的ケアに関する意見として整理した。これを今後の自立支援協議会の意見として提出する予定である。資料9-2には、提言のほかにあったら良い資源も併せて提出したい。医療的ケアや二次意見に関する課題について、情報提供や意見をいただきたい。

（2）意見交換

木暮委員

前回の自立支援協議会後、医療的ケアに関する内容が見つけられず、要望の状況について相談した。当センターは世田谷区にあり、日々お子様が地域に退院している。人工呼吸器等を使用する医療的ケア児が地域に戻る中で、保護者から「保育園に入れるか」という相談が非常に多い。資源がない状況では前に進まず、保護者が育児休暇のリミットを迎え失職する切迫した状況がある。インクルージョンプランを拝見し、何とかならないかと相談した。福祉も医療も協力し、お子様とご家族が世田谷区で安心して生活できるよう協力をお願いしたい。

等々力委員

区委託で「医療的ケア相談支援センターHi・na・ta」を運営し、医療的ケアが必要な方の最初の相談先となっている。最近は保育園に関する相談が非常に多いが、資源不足で十分なサポートができない状況が続いている。世田谷区は成育医療研究センターがあるため転入も多く、資料では医療的ケア児が200人前後とあるが、実際はもっと多く都内最多のはずである。資源は足りていない。実数把握が不十分で、必要数の見込みが立てられていないため、実数の把握が必要である。医療的ケア児が増えれば医療的ケア者となり、成人の資源も不足している。生活介護施設について、中学部の親から「うちの子の行く場所があるか」と右往左往する状況がある。児童だけでなく成人の実数把握も必要であり、既存資源で何ができるか検討すべきである。区には必要なことを伝えているが「検討中」との回答が続いており、待ったなしの状況である。皆で問題を考え、少しでも前に進みたい。

吉川委員

医療的ケアの観点から問題点について、今後、障害児が成人になり医療的ケアは増えていく。小児科医から内科医への連携がうまくいかないことがある。内科医は「小児の病気」、小児科医は「内科のことは分からない」となりがちである。また、介護する両親が高齢化し、見きれなくなる問題がある。最近、両親が末期がんで子の面倒を見る人がいなくなり、医療的ケアが受けられなくなった事例があった。介護する両親が見ることができなくなる事態は今後増えるため、地域で支え、内科と小児科が連携してサポートする体制が求められる。

向山委員

保健所では、児童相談所の移管に伴い小児慢性疾患の審査を行っている。全国から希少な疾患をもつ方の転入も多い。医療的ケアの担い手について、例えば光明学園では、呼吸器装着の生徒が約20名おり、教員全員が痰吸引を行える。「教員にはさせない」という自治体もあるが、国は視点を変えることも必要だ。ただし、実習先や理解がなければ難しい。また、身寄りがいない方のACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関するガイドラインはほとんど知られていない。本人の意思を尊重すべきだが、家族の意向だけで動いてしまうことがある。喫緊の課題であることは理解しつつも、本来あるべき姿を確認し、取り組みを検討することが重要である。医療的ケアに関する情報は一般区民に知られておらず、大きな誤解があると思われる。中途障害のアスリートのイメージが強く、根強い差別意識を持つ方もいる。埼玉や長野では、大きな療育施設が閉鎖された後、部分的に地域サービスが発達したが、インフォーマルな横のつながりが薄れたという側面もある。今後その点を意識して取り組む必要がある。

中川委員

医ケア法改正後も文部科学省領域と厚生労働省領域が連携せず、修学旅行や外泊行事で「親なしで参加可」とのあるにもかかわらず、学校から保護者同伴を求められる事例が多く、制度の不整合に課題である。十数年前、砧エリア協議会で障害福祉サービスを医療と教育に連携して導入すべきと提起した。現在も同様の連携強化が必要である。学校看護師は医師指示がないと酸素投与や規定量外の対応、呼吸器管理が困難であり、臨機応変な対応ができる訪問看護師や医療的ケアに対応可能な介護士の学校同行・行事同行など、実態に即した連携が必要である。福祉・医療人材が減少するなか、新規事業に新規人材は集まりにくいいため、既存サービス・事業を積み上げ、新展開を図る発想が必要である。世田谷区独自で仕組みを構築し、資源活用とサービス提供の新たな枠組みを検討すべき時期である。

鈴木会長

独立行政法人の評価会議で「国立のぞみの園」を担当している。行動障害等プラス医ケアの受け入れを、長期入所ではなく3年間の有期入所で開始しており、昨年のデータでは申込8人のうち、長期の居場所不足により通過型の3年入所に対応し2人が入所している。医療的ケアを受けられない対応が難しい方に対し、「国立のぞみの園」が3年間で軽減を図り地域生活へ移行する支援を開始した。区推計200人より多い可能性も含め、広範囲な検討が必要である。

荻野副会長

世田谷区のような大規模自治体では、ウチだけが取り組んでも区全体の取り組みにはなりにくいという雰囲気があるように思う。もっと地元のドクターや小規模病院を含め、各医院・医

療機関ができることを確実に実施することが重要である。また、加齢に伴う一般的な不調と障害特性の因果関係を理解し、整理できる専門家と、医療・福祉・教育の橋渡し役となる人材が必要である。そうした接着剤となる人材を支援、育成する将来像が重要である。

鈴木会長

本日は多数の意見が集まったため、区切りとする。医療は生存に直結し、その基盤が未整備である現状は最優先で対応すべき重要課題である。基幹相談支援センターで意見を収集し、次期インクルージョンプランに医療的ケアを加える形でさらに肉付けし、区へ提出して次期プランに反映させたい。

9. 閉会挨拶

事務局 基幹 薬師丸

次回、第2回本会は令和9年1月29日（金）18時30分開始予定である。予定調整のうえ来場をお願いする。

鈴木会長

これにて令和8年度第1回 世田谷区自立支援協議会を閉会させていただく。長時間に渡りご参加いただき感謝申し上げます。